

**デジタル・分散型金融への対応のあり方等
に関する研究会 第5回
討議頂きたい事項についての意見**

一般社団法人Fintech協会
Fintech Association of Japan

2022年6月6日
(発表者：常務理事 落合孝文)

論点①について

➤ 政府等でのWEB3推進の文脈を踏まえたステーブルコインの整備も必要

- 新しい資本主義実現会議（第8回）資料1「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（案）」29頁では、「一極集中管理の仮想空間から多極化された仮想空間へ」として、以下の方針が示されている。

様々な社会活動のデジタル化が進む一方、特定のプラットフォームによるデータの囲い込みや勝者総取りによる富の偏在、データの取扱いに対する不安など、結果としてデジタル空間が中央集権型となっていることに伴う問題が顕在化してきている。こうした中、**より分散化され、信頼性を確保したインターネットの推進や、ブロックチェーン上でのデジタル資産の普及・拡大等、ユーザーが自らデータの管理や活用を行うことで、新しい価値を創出する動きが広がっており、こうした分散型のデジタル社会の実現に向けて、必要な環境整備を図る。**

- 自民党デジタル社会推進本部 NFT政策検討PTNFTホワイトペーパー（案）4頁1(3)でも以下の指摘がなされている。

「暗号資産やNFTに対する現行の規制や税制が足かせとなり、**日本のWeb3.0関連ビジネスは世界から取り残され始めているのが現実である。**」

「**責任あるイノベーション**を強力に後押しすべく、本書で提案している社会基盤やルールを直ちに整備する必要がある。**米国を始めとする諸外国と協働して、Web3.0時代を支えるエコシステムや健全なNFT市場を共に育成し、新たなデジタル経済圏のデファクト・スタンダード（事実上の標準）を日本から生み出していかなければならない。**」

- 安全性を踏まえつつ、**日本だけが、世界で流通しているものが利用できないようにならない**ようにすることが必要
- 「社会経済で広く使われる可能性のある送金・決済手段に求められる水準」との点について、**ステーブルコインは分散型システムでも有用かつプログラマブルな取引に用いることのできる決済手段であって、新しい送金・決済手段**として考えるべき（そのように整理しない場合、預金や電子マネーとの差違が不明となる）
- ステーブルコインについても、**法定通貨裏付型と暗号資産型とは**社会・利用者の期待が異なる部分があり、**議論の峻別が必要**
- **銀行型、資金移動業型のそれぞれについて**、制度上も許される用途、範囲が異なり、**取扱におけるリスクが異なるので、それを踏まえた制度設計**をすべきである。リスクベースでの整理は、ステーブルコインと称さない場合には、金融庁の金融規制において、基本的に採用されている方針と理解している

論点②について

① 権利移転の確実性について

- 海外においても、制度整備がステーブルコインの利用にとって、必須の要件とはされていないのではないか
- 既に**ブロックチェーン上の記録を正**として、ステーブルコインの移転は行われる実務があり、記録と権利移転が分かれることを前提とした議論をする必要はないと考えられる

② AML/CFT の観点からの要請に確実に応えられることについて

- 必要であるが、業者を介さずに利用できる範囲は限定的と考えられ、業者を経由する取引において対応が必要ではないか（よりリスクが高いとも思われる暗号資産でも同様となっている）
- ステーブルコインと法定通貨との**交換において適切にゲートウェイ**を設けることは必要であるが、**自己ウォレットでの保有やPtoP取引を否定することは暗号資産と比べて過剰規制**ではないか

③ 取引の巻戻しや損失の補償等、利用者の権利が適切に保護されることについて

- 銀行・資金移動業の**類型ごと**に考えるべき
- **決済インフラの安定性**から巻戻しが適切ではないケースもあり、**SCの種類や用途・インフラごとの考慮も必要**

国際間での取引・技術開発競争が顕著な分野であることを踏まえ、**金融安定性、利用者保護に必要な規律を整備の上、技術中立性、国際性を保った制度の整備**をお願いしたい。

- 基本的な思想としては、主要国に制度整備が先行する可能性がある日本では、国際的に日本がパスされるリスクを踏まえ、**実務を後押しする過度の負担とならない法制を整備の上、見直しを繰り返す対応が重要**。この分野での国内外の評価は、将来発行がありうる日銀CBDC、ひいては日本の金融業界の国際競争力にも重要な影響を及ぼす可能性
- **海外発行のステーブルコインや、パブリックチェーン/パーミッションレス型のステーブルコイン**について、**実務的に取扱い困難とならないよう考慮が必要**
 - ✓ 前回WG報告書案20頁の「発行者又は仲介者の破綻時において利用者の償還請求権が適切に保護されることが重要」という指摘を徹底し、**仲介者において償還請求権の保全が適切に確認できる場合や、仲介者が担保を行うような場合には海外での発行者に対して日本での許認可取得等の規制対応を求めないことは重要**
 - ✓ 同報告書案注88「**パーミッションレス型の分散台帳で流通可能なもの・・・仲介者はこうしたものは取り扱わないこととすべきと考えられる**」との点は、**別途上乘せ規制などを考慮の上取扱い可能にして頂きたい**
 - ✓ 同注81の「**発行者がパーミッションレス型の分散台帳で流通可能な仕様で発行し、実態として主に発行者や加盟店以外の不特定の者に対する送金・決済手段として利用されているもの・・・利用者保護上、こうした前払式支払手段を発行しない**」との点も同様に見直しが必要。**一定の種類の譲渡可能な前払式支払手段の発行を一律禁止せず**、金額、仕組み等に応じ高額電子移転可能型前払式支払手段に加えることも含めて整理が必要

- **仲介者の業務実施が合理的に可能**となるよう、以下の考慮が必要
 - ✓ 仲介者には、**利用者から金銭の預託を受けることを原則として禁止**との点について、金融商品取引業者、資金移動業者、暗号資産交換業者においても、一定の預託は前提として制度整備しており、ステーブルコインについてのみ過剰に厳しい規制となっている。当該資金に関する保全又は銀行等のライセンス取得等の規律は然るべきであるが、**一律禁止は避けることが必要**
 - ✓ 仲介者の代理店としての、既存の銀行・証券分野の代理・仲介業者の業務実施も考えられ、これらに対する取扱の規制整備が必要
- **仲介者の発行者との関係**についても、海外発行のステーブルコインやパブリックチェーン/パーミッションレス型のステーブルコインとの関係で以下の考慮が必要
 - ✓ 前回WG報告書案27頁の「利用者に損害が生じた場合の発行者と仲介者の間の責任分担に関する事項等について、発行者と仲介者の間で契約を締結するよう」との点については、**仲介者が一律に必要な対応を行う場合等においては、発行者との契約締結を不要とする等、代理・委託関係がない場合も想定が必要**
- 発行者規制について既存の枠組みどおりとするか、**大統領WG報告に対しては米国でも議論**（米国連邦準備制度理事会（FRB）理事クリストファー・J・ウォーのスピーチ等）があり、**競争喚起・イノベーション推進の観点から、発行者規制についても慎重に検討する必要**があると思料

Thank you